

## 催し・講座

### 認知症ステップアップ講座

対 認知症サポーター養成講座を受講した方  
 日 2月18日(土)午後1時30分～4時30分  
 場 健康福祉会館  
 内 認知症の基礎知識の復習と、認知症の人とのコミュニケーションの取り方について実践的な事例を学ぶ  
 定 40人(申し込み順)  
 申 1月17日正午～2月16日にイベントダイヤル(☎724・5656)コード

170117C)へ。  
 問 高齢者福祉課☎724・2140  
**国際版画美術館**  
**銅版画一日教室**  
 対 高校生以上の初心者  
 日 2月25日(土)午前10時30分～午後4時  
 場 同館  
 内 銅版画のドライポイント技法で単色刷りの小品(約15cm×12cm)を制作(道具、材料は同館で用意)  
 講 版画家・馬場知子氏  
 定 14人(抽選、結果は2月8日ごろ発送)  
 費 3000円  
 申 1月24日正午～2月5日にイベントダイヤル(☎724・5656)コード

170124A)へ(同館ホームページで申し込み可)。  
 問 同館☎726・2889  
**地域就職面接会**  
 東京しごとセンター多摩と共催です。多摩地域を中心としたエリアに本社・事業所がある企業10社程度の参加を予定しています。  
 対 求職者  
 日・内 1月31日(火)、面接対策セミナー＝午前10時～正午、合同就職面接会＝午後1時～4時(受付時間＝午後0時30分～3時)  
 ※面接会は直接会場へおいで下さい。  
 場 多摩市立関戸公民館(多摩市)  
 定 セミナー＝30人(申し込み順)

☎電話で東京しごとセンター多摩(☎042・329・4524)へ(同センター多摩ホームページで申し込み可)。  
 問 産業観光課☎724・2129

### 4～6月分申し込み ひなた村プログラムサービス

子ども会や子どもサークル等に、野外炊飯や工作、遊びなどを職員が指導します。出張指導もあります。  
 費 材料費  
 申 4月分の申込日＝2月5日、5月分の申込日＝3月5日、6月分の申込日＝4月2日、いずれも午前10時～10時30分に電話でひなた村(☎722・5736)へ。

## 税の申告受付がはじまります

問 市・都民税＝市民税課☎724・2117、2114、所得税、贈与税、消費税＝町田税務署☎728・7211、事業税＝八王子都税事務所個人事業税係☎042・644・1111

### 【市民税・都民税の申告】

○平成29年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則市・都民税の申告が必要で  
 次に該当する方は申告不要です。  
 ①所得税の確定申告をする方②「給与所得のみ」「公的年金等に係る雑所得のみ」またはその両方のみで、「給与支払者」「公的年金支払者」またはその両方から市役所へ支払報告のある方  
 ※源泉徴収票に記載のない控除は申告が必要で  
 ○申告に必要なもの  
 ①申告書(会場に有り、町田市ホームページでダウンロード可)②マイナンバー(個人番号)記載にあたっての本人確認書類等(必要書類については後述A③B④参照)③印鑑④源泉徴収票等前年中の収入を証明できる書類⑤各種控除の証明書等(医療費の領収書等)⑥税務署や税理士無料相談会で確定申告書に「地方税連絡用」の印を押印され、その内容を町田市に申告する場合は、その確定申告書と添付書類※④⑤⑥は該当する方のみ。  
 ※郵送可。

本人が申告する場合は以下の「番号確認書類(以下A)」及び「身元確認書類(以下B)」の両方の書類、代理人による申告の場合は本人のA、代理人のB及び「代理権の確認書類(以下C)」のすべての書類が必要になります。郵送または代理人が申請する場合のAを除き原本の提示が必要です。

- A番号確認書類  
マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
- B身元確認書類  
①顔写真付きの次の書類のうち1点  
マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳(身体・精神)等  
②顔写真のない次の書類のうち1点  
健康保険証、年金手帳 等  
③顔写真のない次の書類のうち2点  
住民票の写し、国税・地方税・公共料金の領収書 等
- C代理権の確認書類  
委任状(本人の署名・押印のあるもの)、町田市の発行した本人の氏名が印字済みの市民税・都民税申告書 等

### ○公的年金等の収入金額が400万円以下かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方

確定申告は原則不要ですが、国外の年金を受給している方は確定申告が必要な場合があります。また、確定申告が不要な方で扶養控除や医療費控除等を追加する方は、市・都民税の申告が必要となる場合があります。

○期限内の申告を  
 申告が遅れると、1回あたりの納付額が多くなったり、市・都民税の課税・非課税証明書等の交付や、国民健康保険税等の軽減等が受けられない

### 市・都民税申告 受付日程

会場	期間・期日	受付時間
イベントスタジオ(市庁舎1階)	2月1日(火)～3月15日(水) ※土・日曜日、祝休日を除く	午前9時～午後4時
ワンストップロビー(市庁舎1階)	2月19日(日)、26日(日)	
堺市民センターホール	2月9日(火)	
南市民センターホール	2月16日(火)	
忠生市民センターホール	2月21日(火)	午前9時30分～午後4時 (午前11時30分～午後1時は除く)
小山市民センターホール	2月23日(木)	
鶴川市民センターホール	3月2日(木)、3日(金)	
なるせ駅前市民センターホール	3月9日(木)	

市庁舎以外の会場では午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。添付書類は申告書類に貼らないでお持ち下さい。各会場には税務署職員がいないため、確定申告の相談はできません。市庁舎以外の会場への車での来場はご遠慮下さい。

### 場合があります。○日本国外に居住する親族に係る扶養控除等を受ける場合

平成29年度から日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び障害者控除の申告をする場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む)の両方を提出または提示する必要があります。  
 ※国外に居住する親族が16歳未満であっても、上記関係書類の提出または提示が必要となる場合があります。詳細は、町田市ホームページをご覧ください。  
 ※被扶養者が複数人の場合、各人について当該書類が必要です。  
 ※「給与支払者」「公的年金支払者」に対し、当該書類を提出または提示している場合を除きます。  
 ○ふるさと納税等の寄附金に係る控除を受ける方  
 確定申告書を提出する場合は、確

定申告書第2表「住民税に関する事項」の寄附金控除欄の該当箇所(ふるさと納税であれば「都道府県、市区町村分」)に寄附金額を必ず記入して下さい。

ふるさと納税ワンストップ特例に関する申請を行った方は次のことに注意して下さい ①確定申告書または市民税・都民税申告書を提出すると、この特例は無効になります②この特例で5団体を超える自治体にふるさと納税をした方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、寄附金の内容を含めた確定申告または市・都民税申告を行う必要があります。

### 【個人住民税(市・都民税)額の試算】

町田市ホームページで、源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力すると、個人住民税(市・都民税)額が試算でき、そこから市民税・都民税申告書を作成・印刷し、市に提出することもできます。平成29年度分の試算は2月上旬から利用できる予定です。

## 町田税務署から

確定申告の会場は、ぽっぽ町田地下1階です。  
**期間**2月9日(木)～3月15日(水)(土・日曜日、祝休日を除く)、2月19日(日)、26日(日)  
**受付時間**午前8時45分～午後4時(提出は午後5時まで)  
**問**町田税務署☎728・7211

○申告書の提出  
 e-Taxでの送信、郵送、税務署の時間外収受箱への投函でも提出できます。

なお、作成済みの所得税及び復興特別所得税の確定申告書に限り、2月1日～3月15日にイベントスタジオ・ワンストップロビー(市庁舎1階)でも受け付けます。

○贈与税の申告も忘れずに  
 平成28年中に個人から財産の贈与を受け、その合計額が110万円を超

える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

次のような場合も贈与税の課税対象となる場合があります ①無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した②共同で不動産を購入し、購入資金の負担割合を超えた割合で持分の登記を行った③不動産や株式などを取得するために、父母などから資金を借り入れ、返済が出世払い等、実質的に贈与と認められる

※贈与税の申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、郵送やe-Taxで送信できます。

### ○住宅取得等のための資金の贈与

平成28年中、父母や祖父母などから、自己の居住用家屋の取得等のための金銭贈与を受け、一定の要件を満たす場合は、700万円(省エネ等住宅取得の場合は1200万円)までの贈与税の非課税制度を適用することができますので、3月15日までに贈与税申告書と添付書類を提出して下さい。

### 税理士による無料申告相談

**受付時間**午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

会場	開催日
忠生市民センター	1月30日(月)、31日(火)
小山市民センター	2月1日(水)、2日(木)
南市民センター	2月2日(木)、3日(金)
堺市民センター	2月6日(月)、7日(火)
鶴川市民センター	2月8日(水)～10日(金)

小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象です(土地・建物・株式等の譲渡所得がある場合を除く)確定申告に必要な書類・計算器具・筆記具・印鑑・マイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類及び身元確認書類)の写しを持参して下さい。混雑した場合、受け付けを早めに締め切る場合があります。車での来場はご遠慮下さい。自身で作成した申告書等は、直接町田税務署にお持ちいただくか、郵送等で提出して下さい。